



釧路保第 224-1 号
令和 5 年 (2023 年) 12 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道 様

釧路市長 蝦名 大也



計画段階環境配慮に係る意見について (回答)

令和 5 年 11 月 28 日付け環境第 857 号で照会のありました、(仮称) HOKA7 太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に係る意見について、下記のとおり回答いたしますので、知事意見への反映方よろしく願いいたします。

記

当該事業者である Sakura2 合同会社は、環境影響評価法第 31 条に基づく配慮書の縦覧期間中にも関わらず、保安林や普通河川に対し事前の許可なく土地の形質変更を行うなど、森林法第 34 条第 2 項並びに釧路市普通河川管理条例第 8 条第 6 項及び第 8 項に対する違反行為を行った。

当市は、かねてより「自然との共生」などを謳う環境都市を掲げ、自然環境から豊かな恵みを享受するとともに、地域が一体となり自然と都市が調和した持続可能なまちづくりに取り組んできた。

本事業の推進にあっても、これまで、「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に基づいて、市からの助言を受けていたにも関わらず、係る行為が発生したことは誠に残念であり、今後、地域住民の理解が得られるかは疑問な状況である。

知事におかれては、係る行為の重みを受け止め当該事業については厳正に対応願いたい。

また、当該事業実施想定区域は、上記ガイドライン第 5 条に基づく「設置するのに適当でないエリア」の『保安林』、『津波災害警戒区域』が含まれることから、計画の中止を含め抜本的な見直しの検討を求める区域であることも踏まえ、これまでの市における環境への取組みが最大限尊重されるものとなるよう重ねて要望する。

合わせて、保安林内での行為については、北海道の権限であることは承知しているが、当該自治体への事前の情報提供は必要であるものとする。

釧路市市民環境部環境保全課環境管理担当 佐々木・河面・福田
〒085-8505 釧路市黒金町 7 丁目 5 番地
TEL : 0154-31-4535 FAX : 0154-23-4651
mail : ka-kankyokanri@city.kushiro.lg.jp

白企第333号
令和5年12月28日

北海道知事 鈴木 直道 様

白糠町長 棚野 孝夫



計画段階環境配慮に係る意見について（回答）

令和5年11月28日付け環境第857号で照会のありました（仮称）HOKA7太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に係る意見について、下記のとおり回答いたします。

記

環境保全の見地から周辺住民の理解が必要不可欠であるとともに、専門家等からの助言を得ながら適切な方法により調査を行い、各環境要素に係る重大な環境影響の程度を評価し、その結果により本事業の規模等に反映すること。

環境影響の低減、回避に十分な予測・評価による、住民の生活環境及び景観資源・生態系の保全に最善の措置を講じられたいところであるが、環境配慮書縦覧中にも関わらず、水路を掘り地形を変える工事を行っていたとの報道があることから、地元漁業者等に理解を得るため適切な説明を行う必要があると考える。

